

令和5年9月5日  
 烏山総合支所  
 地域振興課

## 世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者の指定

### 1 主旨

世田谷区立区民会館条例（以下「区民会館条例」という。）第7条第1項及び世田谷区立区民センター条例（以下「区民センター条例」という。）第19条第1項に基づき、世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者候補者を選定した。

については、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を令和5年第三回区議会定例会に提案するので報告する。

### 2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	施設所在地	指定管理者の候補者名及び所在地
世田谷区立 烏山区民会館 世田谷区立 烏山区民センター	世田谷区南烏山六丁目2番 19号	烏山区民センター運営協議会 世田谷区南烏山六丁目2番19号

### 3 指定期間

5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

### 4 選定方法等

#### (1) 選定方法

世田谷区立烏山区民会館（以下「烏山区民会館」という。）は、世田谷区立烏山区民センター（以下「烏山区民センター」という。）と同一の建物内に設置されており、効率的な施設運営を行うには、一体的に管理することが必要となるため、烏山区民センターの指定管理者は、区民会館条例第8条第1項第4号に基づき、烏山区民会館の指定管理業務を行うものとする。

そこで、区民会館条例施行規則第16条及び区民センター条例施行規則第13条に基づく世田谷区立区民集会施設等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、烏山区民センターとともに、公募によらず、適格性の審査により候補者の選定を行うこととし、区民会館条例第7条第3項及び区民センター条例第19条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査を行い、指定管理者候補者を選定することとした。

#### (2) 選定委員会の構成

令和5年度

氏名	役職・所属
○ 境 新一	成城大学経済学部教授
垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
塩田 尚人	健康文化研究所代表
西崎 守	世田谷区町会総連合会からの推薦
吉竹 恒詞	東京税理士会砧支部
馬場 利至	玉川総合支所長
岩元 浩一	地域行政部長

※「○」は委員長

### (3) 選定委員会開催状況

- 令和4年度 第4回選定委員会：令和4年11月8日
- ・指定管理者の評価・選定方法
- 令和4年度 第5回選定委員会：令和5年3月27日
- ・審査基準及び審査方法の審議
- 令和5年度 第1回選定委員会：令和5年6月12日
- ・第1次審査（書類審査）及び財務諸表診断の結果確認

### 5. 選定結果（別紙）

各条例の審査基準に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書等の結果を総合的に判断した結果、基準点を満たし、区民会館及び区民センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められたため、次期指定管理者の候補者として選定した。

### 6. 選定理由

- ・烏山区民センターの運営にあたっては、区民センター条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。
- ・平成18年度以降、各区民センターにおける運営協議会は、指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行している。
- ・平成29年度の「世田谷区立区民センター連絡協議会」での区民センターのあり方等検討では「地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担う運営協議会が、指定管理者として運営することが適している。」との結果を得ている。
- ・コロナ禍においても感染防止対策を行いつつ事業実施の仕方を工夫して地域の交流や活性化に取り組むなど、候補者の取組みは区民センターの設置目的に合致し、地域住民のコミュニティ形成に大きな成果をあげているので、指定管理者としての適格性があると評価された。
- ・候補者は、烏山区民会館及び烏山区民センターの指定管理者としても公共施設を運営しており、豊富な実績とノウハウを有している。審査においては、地域コミュニティの形成、地域住民の団体への参加、役員の選出、総会等の開催、法令・社会規範の遵守、計画（魅力ある事業）、予算計画の項目で満点であった。

### 7. 今後のスケジュール（予定）

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 令和5年9月 | 区民生活常任委員会報告（選定結果の報告）   |
|        | 区議会第三回定例会（指定管理者の指定の提案） |
| 令和6年4月 | 次期指定管理者による管理運営開始       |

選定結果

- 1 施設名称 世田谷区立烏山区民会館・烏山区民センター
- 2 申請団体 烏山区民センター運営協議会

分類	評価項目	配点	得点		
1. 団体の目的	地域コミュニティの形成	[Redacted]	[Redacted]		
2. 団体の構成等	地域住民による組織				
	地域住民の団体への参加				
	役員の選出				
3. 団体の組織運営	総会等の開催				
	責任体制・役割分担				
	法令・社会規範の遵守				
4. 団体の事業運営	事業実績				
	計画 (魅力ある事業)				
	計画 (利用者の要望の繁栄)				
	危機管理・利用者対応				
	公平性				
	SDGs・DX推進				
5. 情報等の管理	文書・個人情報等の管理状況				
6. 団体の財務運営	実績 (適正な予算執行)				
	実績 (会計監査の実施)				
	予算計画				
	合計点数			840	729
	合格基準点			560	

得点は選定委員会委員 (7名) による採点の合計値

## 会議録要旨

会議名	令和4年度第4回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	北沢総合支所地域振興課
開催日時	令和4年11月8日（火）午後6時開始
開催場所	北沢区民会館 第1・第2集会室
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、木本委員、舟波委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 世田谷区立玉川区民会館別館の評価・選定方法について</li> <li>3 世田谷区立砧区民会館（成城ホール）の評価・選定方法について</li> <li>4 世田谷区立烏山区民会館、烏山区民センターの評価・選定方法について</li> <li>5 世田谷区立区民センター（11か所）の評価・選定方法について</li> </ol>
主な意見	<p><b>【議題】</b></p> <p>■ 世田谷区立玉川区民会館別館の評価・選定方法について  事務局より、施設概要、利用実績、過去の収支、指定管理者の自主事業、所管課における評価、新型コロナウイルス感染防止対策のため休館などの対応を行ったことや、駐車場の整備したことを報告。これについて委員より、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンセル料の補填についてどのように決まったのか。  ⇒自治体の要請による休館のためリスク分担に基づき補填したことを説明。</li> <li>・実際に現場を歩いた。不便な立地だが駐車場の整備など、工夫し奮闘している。</li> <li>・料金を取ることに固執せず、無料で区民に開放する日があっても良い。等</li> </ul> <p>出た意見について、引き続き検討すること。指定管理について効果は出ており、引き続き指定管理による運営とし、指定期間は5年、公募によるものとする。</p> <p>■ 世田谷区立砧区民会館（成城ホール）の評価・選定方法について  事務局より施設概要、利用実績、過去の収支、指定管理者の自主事業、所管課における評価、新型コロナウイルス感染防止対策のため休館などの対応を行ったことや、ワクチン接種会場として使用したことなどを報告。これについて委員より、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店もおいしく、手ごろな値段で運営している。</li> <li>・コロナの影響による減収が大きい。事業者は大変なのではないか。</li> <li>・評価シートの点数について、優れている場合はその理由を示した方が良い。等</li> </ul> <p>現行の指定管理者は工夫しており、地域に開かれたイベントを開催するなど、密着型という印象。引き続き指定管理による運営とし、指定期間は5年、公募によるものとする。</p> <p>■ 世田谷区立区民センター・烏山区民会館の評価・選定方法について  桜丘ほか11区民センター及び烏山区民会館について、施設概要、事業報告、所管課評価、緊急事態宣言等の影響による開館状況を報告した。委員からは、以下の通り質問、意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費に支出される割合がセンターにより差がある。収支報告に備考欄があるので、そこに支出内容を記載すると良い。</li> <li>・同じような評価でも、点数にばらつきがある。整合性が取れるようにしておくべき。</li> </ul> <p>指定管理者の選定方法については、引き続き5年間指定管理による運営とし、非公募とする。頂いた意見は所管課と共有し、検討する。</p>
その他	今後のスケジュール 令和4年度第5回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年3月27日開催予定

## 会議録要旨

会議名	令和4年度第5回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	北沢総合支所地域振興課
開催日時	令和5年3月27日（月）午後6時開始
開催場所	北沢区民会館 第4集会室
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、木本委員、舟波委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 令和5年度指定管理者選定対象施設について</li> <li>3 世田谷区立区民会館・区民斎場の指定管理者選定の審査方法・審査基準について</li> <li>4 世田谷区立区民センター・烏山区民会館の指定管理者選定の審査方法・審査基準について</li> </ol>
主な意見	<p><b>【議題】</b></p> <p>■令和5年度指定管理者選定対象施設について      公募による選定施設が砧区民会館1施設、非公募による選定施設が区民センター12施設及び烏山区民会館であることと、選定の流れを説明。      なお、玉川区民会館別館については、公募による選定が望ましいとの御意見をいただいたが、運営方法等々について更なる検討が必要と庁内での指摘があったため、今回の公募による選定から外すことを報告。      委員より、以下の通り意見があった。      ・告知はホームページで公開するのか。多くのところに告知できるようにすべき。      ・告知を始めたら、これまで応募した団体にも周知すること。</p> <p>■世田谷区立区民会館・区民斎場の指定管理者選定の審査方法・審査基準について      選定の流れ、配点、審査方法等について委員へ説明を行った。      委員からは、以下の通り意見があった。      ・喫茶コーナーについては、コンセプトよりメニューの配点を高くした方が良い。      ・業務実績の配点について、8点の次が4点で、差がある。もう少し細分化しては。      ・2次審査については、ヒアリングの配分を重視してほしい。等      以上の意見を基に、審査基準や時間配分を修正し進める。</p> <p>■世田谷区立区民センター・烏山区民会館の指定管理者選定の審査方法・審査基準について      審査基準にSDGs、DX等を取り入れていることなどを説明。      委員から、以下の通り確認・意見があった。      ・SDGsやDXの定義について補足説明を。      ・協議会は後継者難になってはいないのか。      ・審査項目については網羅されていると感じる。      以上により、審査方法・基準については了承された。</p>
その他	今後のスケジュール 令和5年度第1回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年6月12日 開催予定

&lt; 参考資料 1 &gt;

## 会議録要旨

会議名	令和5年度第1回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	令和5年6月12日（月）午後6時開始
開催場所	砧区民会館 集会室 C・D
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、馬場委員、岩元委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 世田谷区立砧区民会館指定管理者選定一次審査結果確認</li> <li>3 世田谷区立砧区民会館指定管理者選定二次審査について</li> <li>4 世田谷区立区民センター・烏山区民会館指定管理者選定適格性審査</li> <li>5 今後のスケジュール</li> </ol>
主な意見	<p><b>【議題】</b></p> <p>■区立砧区民会館指定管理者選定一次審査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局より審査結果を報告した。質疑は以下のとおり。</li> <li>・ （委員）利用料金収入額が2024年度は2025年度以降と比較し、かなり少ないが理由があるのか。</li> <li>・ （事務局）区のガイドライン上、現指定管理者が2024年度前半の6か月分を受け取れる扱いとなるためである。</li> <li>・ （委員）収支計画書からは読み取れないこともあり、ヒアリングで確認したい。</li> <li>・ 以上の質疑を経て、基準点を上回っている提案者を1次審査通過者とした。</li> </ul> <p>■区立砧区民会館指定管理者選定二次審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局より二次審査の進め方について説明した。質疑は以下のとおり。</li> <li>・ （委員）利用率の向上策の具体案を聞いてみたい。</li> <li>・ （委員）審査では区民会館であっても地域交流を深める視点を加味して良いのか、ホールの安定的な管理に重点を置くのか。</li> <li>・ （事務局）基本は後者だが、地域交流の要素があれば加味いただきたい。</li> <li>・ （委員）仮に23時まで営業する場合の延長料金の設定は条例上問題ないか。</li> <li>・ （事務局）条例上は問題ないが、近隣への配慮は必要である。</li> <li>・ （委員）申込みや抽選、支払いなど、利用者の利便性に繋がる提案を確認したい。</li> <li>・ 以上の意見をもとに、第二次審査を実施する。</li> </ul> <p>■区立区民センター・烏山区民会館指定管理者選定適格性審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局より審査結果を報告した。質疑は以下のとおり。</li> <li>・ （委員）運営協議委員が参加する研修会の予算計上は問題ないか。</li> <li>・ （事務局）研修会は今後の企画のための実地踏査を主としており妥当であると考えているが、今後も予算の適切な執行に向けて区としてもチェックを継続する。</li> <li>・ （委員）「地域住民」の考え方を今後整理した方がよい。</li> <li>・ （委員）今後、会計監査などの様式の統一や、提案ページ数を制限してはどうか。</li> <li>・ （事務局）次回の選定において反映したい。</li> <li>・ 以上の質疑を経て、基準点を上回っている全運営協議会を「適格性あり」とした。</li> </ul>
その他	<p>■今後のスケジュール</p> <p>令和5年度第2回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年6月26日 （区立砧区民会館指定管理者選定二次審査）</p>

## 事業計画書

令和 5年 5月 11日

世田谷区長  
保坂 展人 様

所在地 世田谷区南烏山6-2-19

申請者 団体名 烏山区民センター運営協議会

代表者氏名 田中 省一



## 1 事業計画

(1) 区民会館・区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

## 1 事業計画

### (1) 烏山区民会館・烏山区民センターの施設の使用に関する業務

#### ①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

事業・取り組み名	概 要	取り組み方
①アンケート調査の実施	施設利用団体や、各講座・催物の参加者などを対象にアンケート調査を行い、集計結果を今後の管理運営に活かす。	アンケート調査結果をもとに、利用者・参加者の満足度や要望を把握して管理運営の質の向上を図る。また、地域のニーズを踏まえた催事を事業企画部会等を中心に企画・立案し、実施する。
②利用者からの要望把握	施設利用団体等から施設運営への意見や要望等を聴取し、施設の管理運営や施設使用の改善に役立てる。	「利用者懇談会」を開催し、施設に関する要望・意見等を取りまとめ、関係機関と連携して利用しやすい環境づくりを推進する。
③施設の点検活動	運営協議会の運営委員会構成員で、区民会館・区民センター施設を点検し、施設の状況を把握する。	施設の点検を通して、不具合等の箇所があれば、関係機関に修理、改善を要求し、安全で利用しやすい施設へと改善する。
④施設利用団体等の情報発信	施設利用団体等に情報発信の『場』を提供する。	施設利用団体等の情報発信の場である「情報コーナー（チラシ置場）」「掲示板」「出会いの広場」を取扱基準のもとで、適切に管理し、運営する。また、利用団体へ取扱基準を説明することで理解と協力を求めながら公平な情報発信に努める。
⑤地域団体の積極的な参加・協力	地域で活動しているさまざまな地域活動団体に各種の催物等への積極的な参加、支援及び協力をお願いする。	誰もが利用しやすく、参加しやすい環境をつくり、催物の種別等に応じた団体に参加、協力等を要請し、施設資源の活用と地域文化の創造・振興に努める。
⑥新型コロナウイルス等の感染防止	国・都・区の指示・指導に基づいた施設の安全な利用確保に取り組む。	新しい生活様式に則った感染防止策の継続と、施設利用者、施設職員、関連事業者等への周知により、新型コロナとの共存を目指す。



## ②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

事業・取り組み名	概要	取り組み方
①参加者アンケート調査	運営協議会が主催する各講座・催物等の開催時に来場者を対象に実施する。 (年間5～6回程度)	実施時期等は、別紙「令和6年度事業計画(案)」を参照。調査項目は催事内容に応じて変更する。
②施設利用者アンケート調査	施設利用者(団体)の協力を得て、管理運営する施設に関する意見や要望等を聴取するアンケートを実施する。 (年間を通した実施)	団体代表者へ施設利用の都度、アンケートを依頼し、一定の期間に実施する。集計結果を分析し、今後の施設の管理運営に活かす。
③利用者懇談会	けやきネットの団体利用の代表者等に参加を呼びかけ、「利用者懇談会」を開催し、施設に関する要望・意見等を取りまとめ、今後の施設の管理運営に活かす。 (令和6年12月開催予定)	区の所管課と連携協働して取り組む。 また、活発な意見交換が出来るよう、前回の開催以降に発言のあった意見、要望内容や対応に関する資料等を懇談会で提示する。
④施設研修会	運営協議会運営委員を対象に、先進的な取り組みを行う公共的な施設等を視察し、今後の施設の管理運営の参考とする。 (令和6年10～11月実施予定)	過去に実施した研修施設等の情報をもとに、総務部会で複数の日程・行程(案)を検討・整理。 運営委員会へ提案、決定後、研修会を実施する。
⑤施設利用団体等の情報発信	「情報コーナー」「掲示板」「出会いの広場」を「取扱基準」のもとで公平・公正に運営する。 (年間を通した実施)	区の所管課が定めた「取扱基準」の十分な理解の上で、利用者に対して適切に対応する。
⑥地域団体の積極的な参加・協力	催物の種別等に応じた団体に参加、協力等を要請し、施設資源の活用と地域文化の創造・振興に努める。 (年間を通した実施)	催物開催のために制作した、PR用チラシなどを積極的に活用した参加呼びかけを行って、参加・協力を推進する。
⑦新型コロナウイルス等の感染防止	国・都・区の指示・指導に基づいた施設の安全な利用確保に取り組む。 (年間を通した実施)	新しい生活様式に則った感染防止策の継続と、施設利用者、施設職員、関連事業者等への周知により、新型コロナとの共存を目指す。

## (2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

## ①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

方 針	<p>烏山区民会館・同区民センターは、烏山地域の文化活動の発展と地域住民の自主的な活動を促進し、各種の文化活動を支える施設である。また、コミュニティ組織である運営協議会が当該施設の運営に携わり、各種催物など自主事業を地域活動団体などの参加・協力の下で運営しており、今後とも施設の設置目的を踏まえ、幅広い世代が活動しやすい施設運営や自主事業を推進する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しては「5類感染症」へ変更されたが、今後も世田谷区と密接に連携し、施設における感染予防・感染拡大防止に努める。合わせて運営協議会の自主事業の開催時も、区のガイドラインを踏まえた事業展開の工夫や、地域の感染状況等を確認しながら、的確な判断のもとに事業を展開していく。</p>	
事業・取り組み名	概 要	取り組み方
定期総会	2年毎に役員等の改選を行い、運営協議会の適正な事業計画や監査を行う。	定期総会は年1回。その他、定期的に運営委員会を開催し、計画事業の進捗の確認や見直しを図る。
烏山囲碁・将棋フェスティバル	囲碁・将棋を通じて、青少年の健全育成や区民の幅広い世代間交流などを目的に開催する。 区内在住・在学の小学生以上の囲碁・将棋の愛好者を対象とする。	地域人材を交えた「実行委員会」と「運営協議会」の共同開催。 世田谷区の支援を得ながら事業を運営する。
烏山区民センター文化祭	烏山地域で活動している各種団体がホール、区民センター会議室や広場などで日頃の活動成果を発表し、地域の絆を深める。	区民センター利用団体等を対象に参加団体を公募し、さまざまな領域・分野の発表、交流などを通して、地域の文化振興、コミュニティ活動の輪を拡げていく。
おとしよりに学ぶつどい	「遊び文化の伝承」「世代間交流」を目的に、広場を主会場にして、地域のお年寄りが子どもたちに、昔から伝わる「遊び」を伝	昔ながらの遊びとして、地域のお年寄りが子どもたちと竹とんぼ、竹馬、ぼっくり、けん玉などで遊んだり、カード入れや紙

	え合い、交流する。	ヒコーキ、折り紙などを手作りし、交流を図る。
鳥山ファミリーシアター	幼児、小・中学生などを対象に、ホールでマスクプレイミュージカルや、映画などを上演・上映し、地域交流の場を創出する。	地域の親と子が一緒に参加できるイベントとして、事業を企画し、上演・上映する。
各種講演・講座	「民謡」をはじめ、「朗読」「箏」「日本の伝統芸能」などの公演活動や、「花の寄せ植え」、「美術鑑賞」などの講座を開催し、コミュニティの醸成や地域住民の教養を高め、深める取り組みを行う。	アンケート結果等による地域のニーズや、地域の人的資源等を踏まえたテーマを設定していくとともに、当該テーマの専門家に講演を依頼するなど、専門性を確保した催物を実施する。
若返り桃まつり	鳥山地域で活動している60歳以上で構成される各団体が詩吟、民謡、舞踊、フラダンスなどの日頃の練習や活動成果をホールで披露する。熟年パワー魅力満載のイベントとして定着している事業。	日々の練習・活動の成果を発表できる機会を設けることで、生きがいと張りのある生活の活力源になっている。今後とも、地域の活動団体と連携し、事業の内容を充実していくことが望まれる催物である。
施設研修会 ((1)の業務と重複記載)	年1回、美術館、博物館などの公共的な施設を見学し、教養を深めるとともに、今後の施設や事業・催物の運営の参考にする。	運営協議会委員を対象に実施する。委員同士の親睦、交流などを通して、運営協議会活動そのものの活性化にも繋げていく。
区民センターだより 「ばねっとからすやま」 の発行	運営協議会の自主事業の成果などを掲載したコミュニティ誌として、年3回発行し、運営協議会の活動を地域に情報発信する。 各回 2,000部発行	運営協議会広報部会の企画・編集により、運営協議会主催の各種催物や、総会や活動内容を紹介するなど、運営協議会の活動成果を地域の方々に広くお知らせしていく。

## ②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）  
会場等の詳細は「令和6年度事業計画（案）」を参照

講座・催物名	内 容	回数	実施時期
①民謡まつり	地域で活動する団体（第1部）とプロのゲスト（第2部）による民謡の公演で、民謡ファンとともに民謡を楽しむ催し。	1回	5月
②演芸会	世田谷区で活動する団体の協力を得て、演芸（寄席・お笑い）を通じて、来場者のストレス発散に役立ててもらい催し。	1回	6月
③烏山囲碁・将棋フェスティバル	囲碁・将棋を通じて、青少年の健全育成や区民の幅広い世代間交流などを目的とし、初心者から愛好者までの区内在住・在学の幼児から高校生までを対象に開催。	1回	7月
④おとしよりに学ぶつどい	お年寄りが地域の子供たちとコミュニケーションを取りながら昔の遊びを伝承する。	1回	9月
⑤桐の会演奏会	お琴を通じて学校と地域の絆を深める演奏会。	1回	9月
⑥文化祭	烏山地域で活動している各種団体がホール、区民センター会議室や広場などで日頃の活動成果を発表し、地域の絆を深める。	1回	10月
⑦施設研修会	美術館、博物館などの公共的な施設を見学し、教養を深めるとともに、今後の施設や事業・催物の運営の参考にするための研修会。	1回	10月
⑧秋の朗読会	朗読グループによる朗読会。来場者へ充実した秋のひとときを楽しんでもらう催し。	1回	11月
⑨烏山ファミリーシアター	幼児、小・中学生などを対象に、ホールでマスクプレイミュージカルや、映画などを上演・上映し、地域交流の場を創出する。	1回	12月
⑩花の寄せ植え講座	地域団体の方を講師に招き、季節に応じたテーマで、花の特性や植え方を実習形式で学べる講座。	2回	6月 12月
⑪美術講座	美術評論家を講師に迎え、著名な作家の作品を様々な角度から解説。美術への知識と教養が身に付く講座。	2回	1月 3月

⑫ 若返り桃まつり	烏山地域で活動している60歳以上で構成される各団体が詩吟、民謡、舞踊、フラダンスなどの日頃の練習や活動成果をホールで披露する。熟年パワー魅力満載のイベントとして定着している事業。	1回	3月
⑬ プラネタリウム観覧会	移動プラネタリウムを区民センターの体育室へ設置し、地域の子ども達に季節に応じた烏山の星空を楽しんでもらう催し。	1回	未定

### ③ 事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）  
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

#### 【計画】

事業企画部会で年間計画を企画立案し、運営委員会へ諮る。計画内容の了承（承認）された後、事業の実施へ向け活動を開始する。

#### 【準備】

事業毎に実行委員会、または運営委員会の主催でイベント、講座・講演等に必要な会議を開き、準備を行う。

#### 【実施体制】

事業毎に実行委員会、または運営委員会で事業の実施に必要な役割・担当を決め事業を推進する。

#### 【苦情・要望対応】

運営協議会事務局を窓口として、苦情や要望内容を取りまとめ、運営委員会を通じて改善、対応する。

#### 【SDGs・DX推進】

事業で利用する機材・装飾等は次年度以降も繰り返し利用が出来る物を制作、利用する。

公演や事業運営の会議等は、現時点では対面開催であるが、オンライン配信やテレビ会議なども推進していきたい。